

八王子市震災復興マニュアル

目 次

序章 総則・災害復興本部の設置	1
第1節 震災復興マニュアルの目的と方針	2
序-1-1 震災復興マニュアルの目的と背景	3
序-1-2 震災復興マニュアルの位置づけと構成	5
序-1-3 震災復興マニュアルと(仮称)震災復興の推進に関する条例	7
第2節 想定する時間経過と想定被害	8
序-2-1 震災復興の時間的経過の想定	9
序-2-2 八王子市で想定する震災被害	11
第3節 災害復興本部の設置	14
序-3-1 災害復興本部の設置と解散	15
序-3-2 災害復興本部の運営	16
第4節 復興意識の啓発/震災復興マニュアルの更新	17
序-4-1 震災復興マニュアルの更新	18
序-4-2 復興意識の啓発と震災復興模擬訓練の実施	19
第1章 復興体制の構築	20
第1節 被害情報と復興需要の把握	21
1-1-1 被害調査及び復興のための調査の準備	22
1-1-2 応急危険度判定調査	23
1-1-3 家屋被害認定調査	24
1-1-4 災害復興基本方針等の策定に向けた調査の実施	25
1-1-5 生活再建・都市復興状況の継続的把握	26
1-1-6 罹災証明書の発行	27
第2節 災害復興計画・財政方針の策定	28
1-2-1 災害復興基本方針の策定	29
1-2-2 災害復興総合計画・特定分野の復興計画の策定	30
1-2-3 財政方針の策定	31
1-2-4 復興基金	32
第3節 人員の確保	33
1-3-1 職員等の配置	34
1-3-2 復興ボランティアの受け入れ	35
第4節 用地の確保とがれきの処理	36
1-4-1 用地の確保と利用調整	37
1-4-2 生産緑地/民有地の活用	38
1-4-3 がれきの処理	39
第5節 広報と相談	40
1-5-1 広報活動の展開	41
1-5-2 市外避難者への情報提供、バリアフリー広報	42
1-5-3 被災者総合相談窓口の設置	43
第2章 都市の復興	44
第1節 都市復興初動体制の確立	45
2-1-1 家屋被害概況の把握と基礎調査	46
2-1-2 家屋被害状況調査(1-1-3 家屋被害認定調査再掲)	47

第2節 都市復興基本方針の策定	48
2-2-1 都市復興基本方針の策定	49
2-2-2 第一次建築制限の実施	50
2-2-3 時限的市街地の確保	51
2-2-4 復興対象地区の設定	52
第3節 都市復興基本計画の策定と展開	53
2-3-1 都市復興基本計画（骨子案）の策定	54
2-3-2 第二次建築制限の実施	55
2-3-3 復興まちづくり計画の策定	56
2-3-4 都市復興基本計画の策定	57
第4節 復興事業計画の策定と推進	58
2-4-1 復興事業計画の策定	59
2-4-2 復興事業への市民参画の支援	60
第3章 地域の復興	61
第1節 八王子市における地域協働復興の展開	62
3-1-1 地域協働復興のよびかけ	63
3-1-2 復興まちづくり協議会の発足・認定	64
3-1-3 復興まちづくり協議会への支援	65
第2節 崖・擁壁・宅地被害の復旧復興	66
3-2-1 崖・擁壁・宅地の被災概況の把握と応急対応	67
3-2-2 崖・擁壁等の被害調査	68
3-2-3 宅地再建方針と再建計画づくり	69
第3節 集落混在地の復興	70
3-3-1 被害の把握と時限的集落の確保	71
3-3-2 復興体制の確立と復興ニーズ調査	72
3-3-3 集落地の復興計画の策定	73
第4章 住宅の復興	74
第1節 住宅復興計画の策定	75
4-1-1 住宅の被害状況の把握	76
4-1-2 市営住宅の被災度区分判定調査	77
4-1-3 住宅復興計画の策定	78
第2節 応急的な住宅の確保	79
4-2-1 被災住宅の応急修理	80
4-2-2 一時提供住宅の確保/公的住宅の一時使用	81
4-2-3 応急仮設住宅の建設と改善・生活支援	82
第3節 被災住宅等の自力再建支援	83
4-3-1 被災住宅等の自力再建支援	84
4-3-2 住まい再建に向けた情報提供及び相談の実施	85
4-3-3 集合住宅/ニュータウンの再建支援	86
第4節 公的住宅等の供給	87
4-4-1 公的住宅等の建設/借り上げ	88

■マニュアルの読み方

1-1-2 応急危険度判定調査

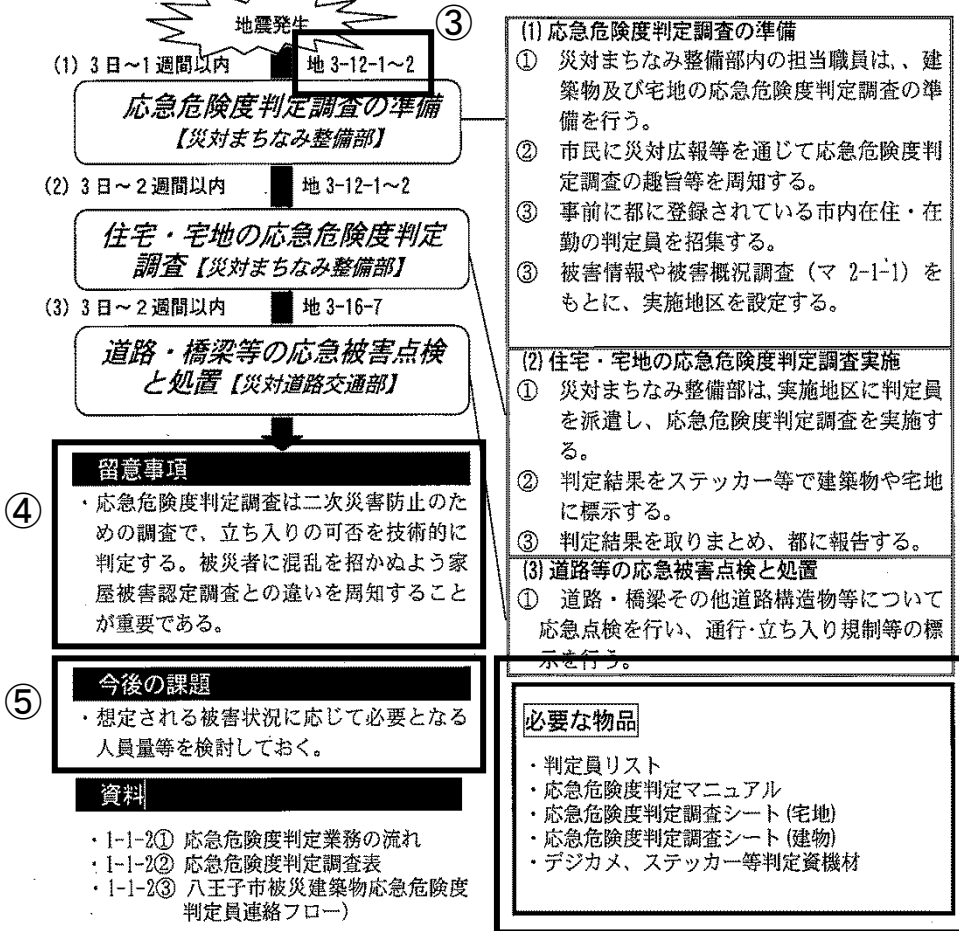
活動のあらまし

実施担当	① 災対まちなみ整備部	② 災対道路交通部
マニュアル更新担当課	建築指導課	

災害対策本部において、被害の拡大が収束した段階で、必要に応じて余震等による二次被害の防止を目的に「応急危険度判定」を実施する。これは、被災直後に当該建物・宅地の二次災害の危険性を判定員が現地で判断するもので、赤（危険：立ち入り禁止）・黄（要注意：立ち入りには十分注意）・緑（調査済：立ち入り可）の標識を現場に掲示する。

判定員とは応急危険度判定を実施するために東京都から認定された者をいい、災対まちなみ整備部は判定員の協力を得て、被災建物と被災宅地の「応急危険度判定」を実施する。調査結果は、現地に表示するとともに、家屋被害認定調査（1-1-3）の参考にする。調査は、被害が甚大な地区からすみやかに実施する。

◆行動の手順：（【 】内は主管部課。斜体は災害対策本部の仕事）



① 実施担当

このページの業務を担当する部（組織順）を示す。

マニュアル更新担当課

マニュアルを更新する際にこのページの取りまとめを担当する課を示す。

② 災対〇〇部

地域防災計画上の災害対策本部の仕事のため、その標記とした。

③ 地〇-〇-〇

地域防災計画の編章節を示す（地 3-12-1 は第3編第12章第1節）

④ 留意事項

業務を実施するに当たり、留意することを記載。

⑤ 今後の課題

今後検討が必要な項目について記載。被災前に検討しておくことが望ましい。

⑥ 必要な物品

被災前に実施担当部内で用意しておくことが望ましい。